



【発信日】令和3年12月2日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階4番窓口）

地域づくり部市民生活・統計課 担当 吉田、小川

電話 0779-64-4831

架空請求や悪質商法から身を守ろう！

～シルバー世代を中心に消費者被害防止キャンペーンを実施～

高齢者を狙った還付金詐欺や世代を問わずメールによる不当請求・架空請求が後を絶ちません。

また、悪質商法による相談も多様化しており、高齢者もフューチャーフォン（ガラケー）からスマートフォンに機種変更をする方が増加しています。

近年の傾向として、葉書による架空請求の相談は減りましたが、スマートフォンのショートメールによる身に覚えのない架空請求やインターネット通販の利用により健康食品や化粧品の定期購入などの消費者トラブルに関する相談が増加しています。

そこで、今年最後の年金受給日に金融機関において、高齢者を中心に、チラシと啓発品を配布し消費者被害防止を呼びかけます。

つきましては、当日の取材をよろしくお願いいたします。

記

1 日 時 12月15日（水）午前9時30分～10時30分

2 場 所 福井銀行大野支店

北陸銀行大野支店

北陸労働金庫奥越支店

J Aテラル越前大野南支店

越前信用金庫春日支店

大野郵便局

（※各店舗の店頭もしくは店内）

※取材は、福井銀行大野支店で対応させていただきます。

3 主 催 大野市（協力団体 大野市消費者グループ連絡協議会）

4 参加人数 ・大野市消費者モニター14人

・大野市消費者グループ連絡協議会10人 ・大野市職員7人

5 啓 発 物 啓発チラシ（別添写しのとおり）、啓発品（マスク）

全体で370部配布（1カ所 約50部）

6 参 考 大野市消費者相談センター 消費生活相談件数

令和2年度3月末相談件数 206件

令和3年度上半期相談件数 92件

⚠️ **決して払ってはいけません** ⚠️

あなたをねらう 不当請求・架空請求

監修

東京経済大学教授・弁護士

村 千鶴子



メールやハガキ、封書などで、身に覚えのない料金の請求通知書を送りつける「架空請求」や、「無料」と表示のあったサイトから高額な利用料金が請求されるといった「不当請求」が問題になっています。これらは、もっともらしい口実や脅迫的な文面で不安をあおり、金銭の支払いを迫る悪質な犯罪です。

被害者は、突然届いたメールやハガキ、封書などを見て、「私だけがこんな目に遭っている」と動揺して、トラブルに関わりたくない思いからお金を振り込んでしまいます。

突然に舞い込む「脅迫文」に、あなたは冷静に対処できますか？

気をつけよう



こんな手口で

あなたをねらいます



1
事例

ハガキで公的機関から未納通知が...

法務省から許可を受けているという債権回収会社から料金未納通知書がきた。書面には「インターネットサイトの利用料」と書かれているが、身に覚えがない。間違いかと思い連絡先の携帯番号に連絡すると、「振り込まなければ、自宅や会社に取り立てに行く」と脅された。その後、毎日催促の電話がかかってくるようになった。



通信料金未納通知書

お客様のご利用された有料アダルトサイトの「電子通信料未納分」につきまして、ご利用会社から法務局に債権譲渡登記があり、当社が債権管理回収をいたします。

個人情報保護の観点から必ずご本人が電話をください。連絡のないお客様については、裁判所に出廷となり、給与・動産物差し押さえとさせていただきます。(略)

受付番号 090-0000-0000
最終受付期間 (略) 受付時間 (略)
株式会社〇〇〇債権管理機構
東京都△△区□□□□□□□□

ポイント

公的機関などの名前を出されると信用してしまいがちなので、注意が必要です。法務省許可の債権回収会社でも有料アダルトサイト料金などは回収対象外なので、金銭を請求されることはありません。

どうすればいい?

- サイトを利用した覚えがなければ無視する
- 電話で問い合わせると電話番号を知られてしまううえに、業者に個人情報を聞き出されてしまうので、問い合わせなどは絶対にしない

2
事例

携帯電話に届いたショートメールにサイトのURL (アドレス) が...

携帯電話に届いたショートメール(※1)にURLが載っていた。友人かと思いクリックしたところ、アダルトサイトの登録画面に移り、「登録ありがとう、登録料3万円、5日以内に振り込んで」という表示が現れた。慌ててメールの文章を確認すると、「クリックした時点で規約に同意し契約を締結したものとみなす」という言葉が、画面をスクロールしなければ分からない下の位置に記されていた。

(※1) 携帯番号あてに送れるショートメッセージサービス



ポイント

1. 携帯電話にショートメールが届く(アクセスした人の電話番号を識別できるため、ショートメッセージサービスで送りつけてくることが多い)→2. URLをクリックするとサイトが表示される→3. 利用料を請求される
サイトにアクセスした時点で携帯番号が相手方に把握されてしまいます。最近では出会い系やアダルトサイト関連だけでなく、「個人情報管理料」「利用料」「退会処理料」など、さまざまな名目でお金を要求してくる事例が増えています。

どうすればいい?

- 見覚えのない送信元からのメールのURLにはアクセスしない
- 操作の誤りなどで登録してしまっても、契約は成立しないので相手にしない

3
事例

「漏れた個人情報削除のため」とお金を請求された...

知らない業者から電話があり、「10年前にテレビを買った店から、あなたの個人情報が漏れている。当方は公的機関から情報を削除するように依頼されているが、それには削除料が必要だ」と言われ、料金を要求された。あやしいと思い、「検討する」と言ったところ、「個人情報が悪用される」と強い口調で言われた。



ポイント

ここ数年、多くの人が敏感になっている「個人情報」を口実にした手口です。悪質業者は社会性のある話題でだまそうとするので、注意が必要です。また、本当に情報が流出した場合、その対応責任は「流出させた事業者」にあります。

どうすればいい?

- 電話をしたりお金を払ったりすると、その後も繰り返し請求を受けるおそれがあるので無視する
- 企業が漏洩した個人情報を削除するために、公的機関が動くことはない

巧妙化する“お金の払わせ方”

詐欺グループの手口が巧妙化しています。以前まで主流だった口座への振り込みは、金融機関で対策が数多く取られるようになり、被害件数は減ってきています。その一方で、新しい手口が登場するようになりました。特に増えているのが、レターパックなど、郵便局のサービスを使った手口(※2)です。他にも、現金書留やバイク便、手渡しによる被害も増えているため、注意が必要です。また、右の例のような手口による被害も多発しています。

(※2) レターパックでの現金の送付は禁止されています



- コンビニでプリペイドカードを購入するよう指示し、購入したカードの番号を教えろと要求してくる(プリペイドカードの番号を伝えることは、お金を相手に渡すことと同じです)
- 故人の架空の借金返済を遺族へ要求する
- 自動車やテレビ、旅行など、高額な景品が当選したと偽り、送料や諸経費を請求してくる。費用を払っても、商品は届かない

身に覚えがないもの、あやしいと思えるものには決して手を出してはいけません

気をつけて! 無視してはいけない架空請求

架空請求への対策は「無視する」のが原則ですが、裁判所が命じた「支払督促(※3)」「少額訴訟(※4)」を悪用した架空請求には注意が必要です。

これは、消費者が無視することを想定して、悪質業者が訴訟制度を悪用する手口です。このような場合、裁判所から届けられた書類に記載されている期日までに異議申立てをしたり、出廷して争えば、不当請求が認められることはありません。しかし、無視して欠席すると相手方の主張どおり手続きがすすむため、給料・財産などを差し押さえられるおそれがあります。残念ながら少額訴訟や支払督促が申し立てられた時点では、裁判所はその当否や架空請求であるかどうかなどを判断することはできないのです。もし裁判所から書類が届いた場合は、決して放置せず、すぐに弁護士会や消費生活センターなどに連絡してください。

(※3) 債権者が、原則として、債務者(相手方)の住所のある地域の裁判を受け持つ簡易裁判所の裁判所書記官に対する申立てを行うことにより、債務者に対して事務的に金銭の支払いを命じる制度。異議申立てをすれば訴訟に移行する。

(※4) 60万円以下の金銭の支払い請求を目的とする事件に特別に利用できる、簡易裁判所における訴訟手続きのこと。原則1回目の裁判で判決を出す。

不当請求・架空請求を見分けるポイント

「覚えはないが…」 「もしかしたら…」 と、心のスキにつけ込み、金銭を要求する不当請求や架空請求。だまされないためにも、以下のような場合には注意しましょう。

⚠️ 請求方法や金額などの明細があいまい

契約日・契約内容がはっきりしない、契約業者名が不明、請求金額・支払い方法が不明など

⚠️ 自宅や職場に回収に行くなど、脅しのような記載がある

⚠️ 問い合わせ先が携帯番号になっている

ただし、最近では固定電話でも架空請求の場合が多いので、最寄りの消費生活センターに問い合わせを

⚠️ 債権回収業者名^(※)で通信利用料を請求する

法務省から許可を受けた業者であっても、動画などのデジタルコンテンツ、出会い系サイト、アダルトサイトなど通信情報サービス利用料の遅延金の回収行為は認められていない

(※) 営業許可を受けた債権回収業者は、法務省 HP で確認できます。

https://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa15.html



もしものときは… お近くの消費生活センターへ

消費生活センターは、地方公共団体が運営する「消費者のための相談業務を行う機関」です。

悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活の相談に応じるほか、消費生活の安定と向上を図るための業務を行い、問題解決のための手助けをします。

具体的な対処方法は、発生したトラブルの内容や状況などによって異なります。ご連絡の際には、契約書や申込書などの関係書類を用意し、相談員にご相談ください。

主な事業内容

消費生活相談	専門の消費生活相談員が消費生活に関する相談を受けつけ、問題解決のための助言やあっせんなどをを行います。
消費者啓発	消費生活に役立つ情報を提供したり、くらしの知識を幅広く学ぶための講座などを開催したりしています。
商品テスト	相談のあった商品について、品質や性能、安全性などを調べ、確かな商品選びの指針となる情報を提供します。

消費生活に関するトラブルは、お近くの「消費生活センター」へご相談ください

消費者
ホットライン

☎️ **188 (イヤヤ!)**

※消費者ホットラインに電話をすると、お住まいの近くにある消費生活センターや相談窓口につながります。

そのメール、 詐欺かも!?



歌で覚える
サギメール
被害事例

迷惑メール相談センター



きらきら星の
メロディで♪
歌って
歌人みよう♪

そのメール、 詐欺かも!?



迷惑メールにだまされた!

作詞：巣鴨2丁目地蔵合唱団
作曲：フランス民謡

メールde詐欺にだまされないよう、
被害事例を歌にしました。
この歌を歌って迷惑メールの
ヒヤリ・ハットを感じ、同様の被害に
あわないようにしましょう。

迷惑メールにだまされた!
クリックしたらだまされた!
サイトを見たら登録料
解約したら延滞金
見なきゃ良かっただまされた!
迷惑メールにだまされた!

迷惑メールでぬすまれた!
アプリを入れたらぬすまれた!
知らないうちにとられてた
住所に写真 アドレス帳
入れなきゃ良かったぬすまれた!
迷惑メールでぬすまれた!

迷惑メールにだまされた!
返事をしたらだまされた!
当選通知によるこんで
1億円にとびついちゃった
無視すりゃ良かっただまされた!
迷惑メールにだまされた!



迷惑メールにだまされた!
銀行の名前でだまされた!
IDパスワード盗まれた
勝手に振込みされちゃった
信じちゃいけないだまされた!
迷惑メールにだまされた!

迷惑メールにだまされた!
アイドル信じてだまされた!
相談相手になってねと
ポイント買われだまされた!
買わなきゃ良かっただまされた!
迷惑メールにだまされた!



※ダウンロードにかかる/パケット通信料金は
ご利用者様の負担となります。料金プランに
よっては高額になる恐れもありますので、
注意してください。

迷惑メールでお困りの方は相談窓口へ

迷惑メール相談センター

☎03-5974-0068

10:00~12:00,13:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)



<https://www.dekyo.or.jp/soudan/>

迷惑メール相談

検索

詐欺メール対策リーフレット

そのメール、詐欺かも!

2021年03月 第6版 第6刷 発行

一般財団法人 Japan Data Communications Association
テ協 日本データ通信協会
〒170-8585 東京都豊島区巣鴨 2-11-1 巣鴨室町ビル7F

※本資料は、著作権法の例外を除き、無断で複製・複製することは禁じられています。
©2021 Japan Data Communications Association

メール de 詐欺とは

金銭や情報をだましとる目的で送りつけられる迷惑メールです。

詐欺被害では、電話の「オレオレ詐欺」「振り込め詐欺」がとも有名ですが、実はメールを使った詐欺被害も数多くあります。最近の迷惑メールは、悪質化、巧妙化していて、気をつけないと金銭や情報をだましとられる被害につながるケースが多くなっています。

● より詳しく知りたいときは、こちらもチェック!

迷惑メール相談センターでは、様々な詐欺メールの実例を随時掲載していますので参考にしてください。右のQRコードからぜひご覧ください。

要注意メール一覧 | <https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/news/alert.html>



架空請求メール

● “架空”の請求に支払いの必要はありません!

詐欺メールの中でも多いのが、身に覚えのないサイトから登録料や情報料などの利用料金を請求される「架空請求メール」です。あわてて連絡をしてしまうと、何度も督促を受けたり、おどされる被害にあう可能性があります。

身に覚えがなければ、支払いの必要はありません。

被害にあったときは、すぐに最寄りの消費生活センターや警察にご相談ください。

⇒ 消費者ホットライン 188(いやや!) (通話料有料)
※お住まいの地域の最寄の消費生活センターへ繋がります。接続先により受付時間が異なります。
⇒ 警察相談ダイヤル #9110(通話料有料)



すべてのメールを信用しない!
ゼロトラスト

3つの基本と日頃の備え

基本と備え

- ✓メールを開かない
- ✓リンクをタップしない
- ✓個人情報を入力しない
- ✓迷惑メールフィルタリング
- ✓セキュリティソフト
- ✓OSは常に最新に

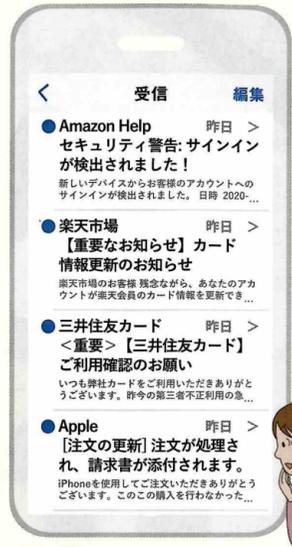
大手通販企業をかたるメール

● Amazon・Apple・楽天・カード会社をかたる詐欺が急増

Amazonや楽天などの注文メールや発送などを装ったり、Appleやカード会社を装ったメールが急増しています。アカウントに異常があるなどの不安をあおる内容で詐欺サイトへアクセスさせ、ログイン情報をだましとるなどの手口です。心当たりのないメールなら無視できても、日常利用している宅配便、ネットショッピング、携帯電話事業者などからのメールで、思わず開けてしまうことを狙っています。

誘導先の詐欺サイトも、本物と偽物を見分けるのが大変難しく、詐欺と気づかず被害にあう人が増えています。**URLを含むメール・SMSは、詐欺かもしれないと常に警戒し、リンクをタップするのはやめましょう。**

公式からのお知らせが気になるときは、メールではなく、公式サイトやブックマーク、アプリを直接開き、確認するようにしましょう。



本物が偽物かわからない!

宅配の不在通知を装うメール

● 荷物の配達を装う偽メール・SMSに注意

宅配会社や郵便局になりました詐欺のメール・SMSによる被害が継続して報告されています。

荷物の不在通知や発送完了などのお知らせを装い、記載されたリンクをタップさせ、宅配便業者になりました偽のサイトへ誘導し、Android向けの不正なアプリをインストールさせたり、個人情報を入力させようとするものです。更にスマホを外部から操られたり、身に覚えのない携帯キャリア決済による請求が発生するなどの被害も報告されています。

アプリのインストールは、必ず公式サイト(Google Play、App Store)から行い、メールから誘導されてアプリをインストールするのはやめましょう。

● スマホを安全に利用するために

スマホも、パソコンと同様にセキュリティ対策を行いましょう。「OSの更新」「セキュリティアプリの導入」などの対策も重要です。



フィッシング詐欺メール

● あなたのお金、狙われています

金融機関や企業になりすまして個人情報をだましとる手口を「フィッシング」といいます。

メールにだまされて契約番号やID、パスワードをとられてしまえば、犯罪者にあなたの口座の預金を引き出されてしまうことになります!

銀行やクレジットカード会社ではIDやパスワード、暗証番号の入力を依頼するメールを送ることはありません。

詳しくはご利用の各社ホームページをご覧ください。

● 被害にあった時は

不審なメールを受け取ったときは、ご利用の銀行やクレジットカード会社等に相談してください。金銭被害が発生した場合は、最寄の警察へ相談してください。
⇒ 警察相談ダイヤル #9110(通話料有料)



コロナ禍の給付金・助成金詐欺メール

● コロナウイルス関連の“うまい話”は要注意

政府機関や自治体をかたり、定額給付金や助成金・補助金などに便乗した詐欺の手口です。

メールに記載されたリンクを開くと、個人情報や銀行口座を入力するように求められたり、ATMで手数料を振り込むように要求されます。保険の還付金詐欺も同様の手口です。

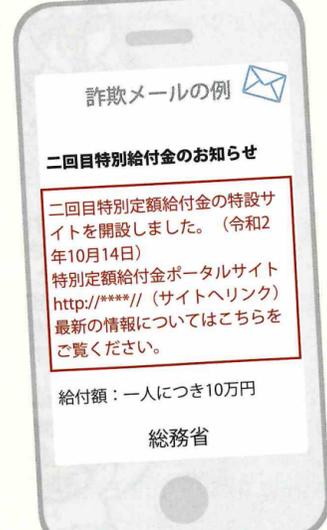
政府機関や自治体が銀行口座や個人情報などをメールで問合せすることはありません。

今後も同様の詐欺メールが届く可能性があります。お金をあげるという言葉には絶対に「とりあわない」ようにしましょう。

●トラブルにあわないために

給付金や還付金、当選メールが届いたときは、決して信用してはいけません。うまい話には裏があると考えて、あやしい誘いのメールは無視しましょう。不安なときは、一人で悩まず、消費生活センターや警察へ相談してください。

⇒ 消費者ホットライン 188(通話料有料)
警察相談ダイヤル #9110(通話料有料)




だまされないで! 詐欺・悪質商法に ご用心!

一人で悩まず相談を!
消費者ホットライン



局番なし

い や や
1 8 8

まで

お住いの地域や郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

不織布マスク
BFE・PFE・VFE
カット率

99%
以上

キッパリ!



NO!

必要ありません!
お断りします!

大野市消費者相談センター 66-1111

還付金詐欺に注意!

福井県内でも還付金詐欺の被害が発生しています。

- ▶「お金が戻ってくるのでATMで操作してください」それは詐欺です!
- ▶ATMで還付金はもらえません!
- ▶口座番号や暗証番号を聞かれても、絶対に教えてはいけません!



〈例えば〉

- 市役所などの公的機関や金融機関などの職員がATMを操作するように連絡することはありません。
- 銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目につきにくいスーパーなどのATMへ誘導するケースがみられます。

大雪のあとは「点検商法」にご注意を!



- 「無料で点検する」などと言って突然来訪し、「このままだと家が傷む。修理が必要だ」などと不安をあおります
- 「今なら安くする」「早く修理を」などと、その場で契約を急がせます
- 「火災保険を使えば自己負担がない」「保険の申請代行をする」と勧誘する場合も

アドバイス

- ◆せかされても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。
- ◆本当に修理が必要ですか? 金額は妥当ですか? 他の業者から見積もりを取りましょう。
- ◆本当に火災保険が使えるのか、自分で保険会社に確認しましょう。
- ◆契約する場合は、見積書や契約書で工事の内容をよく確認しましょう。高額な手数料やキャンセル料について書かれていないかもチェックしてください。
- ◆契約してしまったが解約したい場合は、契約日から8日間以内ならクーリング・オフが可能です。

出典: 福井県民安全課「ふくいの消費生活2021年夏号」

怪しいと思ったらすぐにご相談ください

大野市消費者相談センター ☎ (0779) 64-4831

簡単に信じてはいけません!

